

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月1日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第4号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の85</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の100</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の40</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額 2-6 (略)	(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の80</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の100</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額 2-6 (略)

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」と	第3条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」と

あるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。	あるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。
---	---

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4（第16条関係） 別紙のとおり	別表第4（第16条関係） 別紙のとおり
別表第5（第17条関係） 別紙のとおり	別表第5（第17条関係） 別紙のとおり

附 則

（施行期日）

- この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
（内払）
- 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）又は第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規程（以下「新任期付職員規程」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程又は第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程の規定に基づいて平成28年4月1日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与規程又は新任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。